

ディケアセンター・イルソーレ

【自然災害における業務継続計画（BCP）】

法人名	医療法人 社団三喜由	種 別	通所リハビリテーション
理事長 (管理者)	理事長 〇〇〇〇	責任者	所 長 〇〇〇〇
所在地	伊丹市昆陽東1-7-23	電話番号	072-782-2640

作成日 令和 5年 4月 1日

目次

1 総論

- (1)基本方針
- (2)計画の適用範囲
- (3)推進体制
- (4)リスクの把握 ハザードマップ
- (5)優先業務の選定 事業継続の分析
- (6)研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

2 平常時の対応

- (1)建物・設備の安全対策
- (2)電気が止まった場合の対策
- (3)ガスが止まった場合の対策
- (4)水道が止まった場合の対策
- (5)通信が麻痺した場合の対策
関係機関など緊急連絡先一覧表
- (6)システムが停止した場合の対策
- (7)衛生面（トイレ等）の対策
- (8)必要品の備蓄 施設の備蓄品リスト

3 緊急時の対応

- (1)BCPの発動基準
- (2)行動基準
- (3)対応体制
- (4)対応拠点
- (5)安否確認
- (6)職員の参集基準
- (7)施設内外での避難場所・避難方法
- (8)重要業務の継続
- (9)復旧対応

4 他施設との連携

- (1)被災時の職員の派遣
- (2)福祉避難所の運営

1 総論

1- (1) 基本方針

① 利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じる恐れがあることに留意しての安全の確保に努める。

② サービスの維持

利用者の生命、身体の安全、健康を守る為に備蓄品などを整備・活用し、最低限必要となる機能を維持する。

③ 職員およびその家族の安全確保

職員およびその家族の生命を守り、生活の維持に努める。

④ 地域における役割

災害の拠点、福祉避難所としての役割を果たせるよう、利用者、利用者の家族、職員の家族、地域との連携を日常から図る。

全体像：自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート

1. 総論

- (1) 基本方針
- (2) 推進体制
- (3) リスクの把握
 - ① ハザードマップなどの確認
 - ② 被害想定
- (4) 優先業務の選定
 - ① 優先する事業
 - ② 優先する業務
- (5) 研修・訓練の実施
BCPの検証・見直し
 - ① 研修・訓練の実施
 - ② BCPの検証・見直し

2. 平常時の対応

- (1) 建物・設備の安全対策
 - ① 人が常駐する場所の耐震措置
 - ② 設備の耐震措置
 - ③ 水害対策
- (2) 電気が止まった場合の対策
 - ① 自家発電機が設置されていない場合
- (3) ガスが止まった場合の対策
- (4) 水道が止まった場合の対策
 - ① 飲料水
 - ② 生活用水
- (5) 通信が麻痺した場合の対策
- (6) システムが停止したした場合の対策
- (7) 衛生面（トイレ等）の対策
 - ① トイレ対策
 - ② 汚物対策
- (8) 必要品の備品
 - ① 在庫量、必需品の確認
- (9) 賃金手当て

3. 緊急時の対応

- (1) BCP発動基準
 - (2) 行動基準
 - (3) 対応体制
 - (4) 対応拠点
 - (5) 安否確認
 - ① 利用者の安否確認
 - ② 職員の安否確認
 - (6) 職員の参集基準
 - (7) 施設内での避難場所・避難方法
 - (8) 重要業務の継続
 - (9) 職員の管理
 - ① 休憩・宿泊場所
 - ② 勤務シフト
 - (10) 復旧対応
 - ① 破損個所の確認
 - ② 業者連絡先一覧の整備
 - ③ 情報発信
- 【通所サービス固有事項】

4. 他施設との連携

- (1) 連携体制の構築
 - ① 連携先との協議
 - ② 連携提供者の締結
 - ③ 地域のネットワーク等の構築・参画
- (2) 連携対応
 - ① 事前準備
 - ② 利用者情報の整備
 - ③ 共同訓練

5. 地域との連携

- (1) 被災時の職員派遣
- (2) 福祉避難所の運営
 - ① 福祉避難所の指定
 - ② 福祉避難所開設の事前準備

1－(2) 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、医療法人社団三喜由の
デイケアセンター・イルソーレ
及びラヴィータホームクリニックとする。

1- (3) 推進体制

当施設の事業継続計画は、以下の災害対策推進チームが中心となり整備していく。メンバーは以下の通りとする。

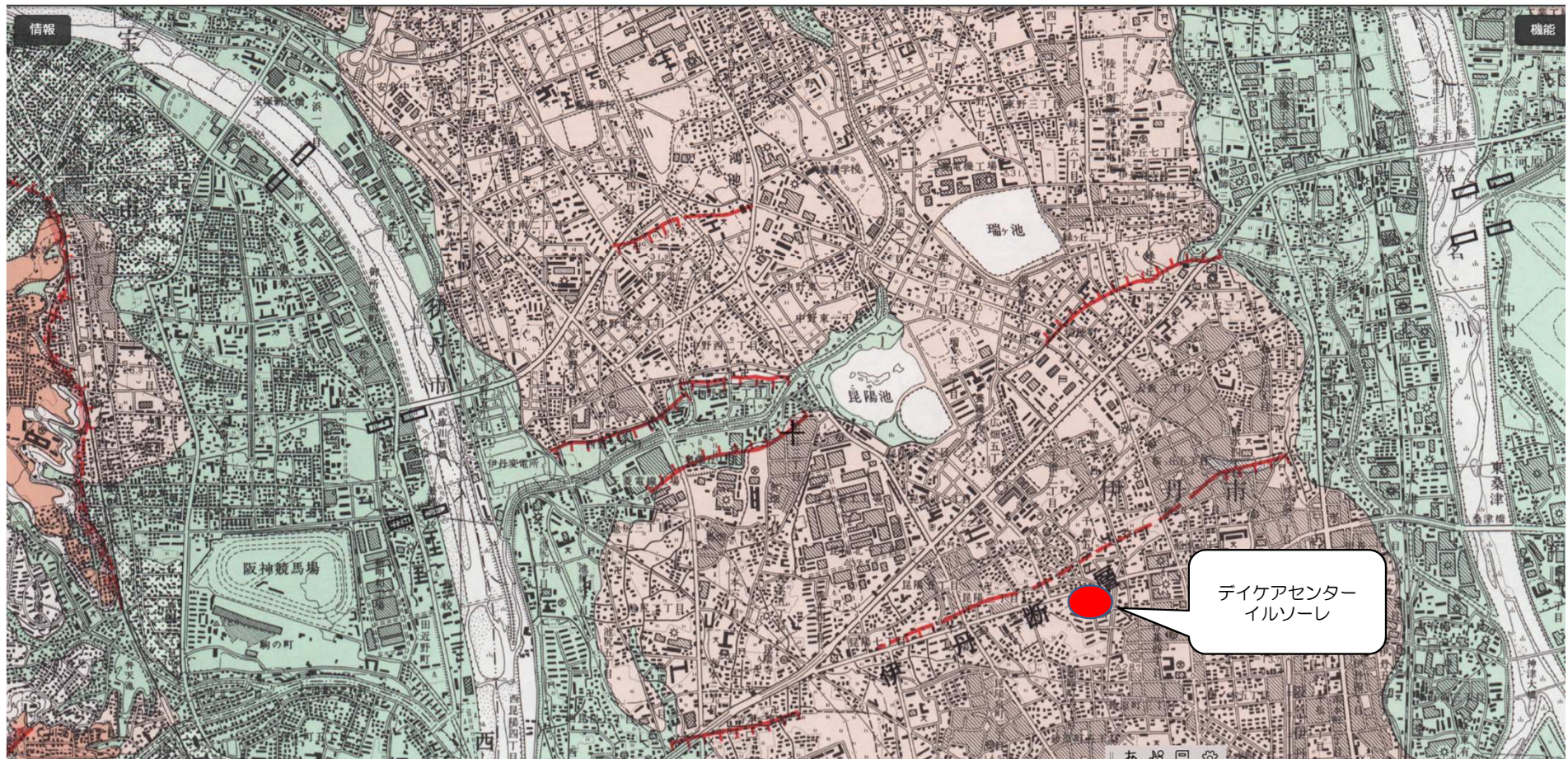
主な役割	部署・役職	氏 名
対策本部長	理事長（医師）	〇〇〇〇 電話
対策本部副部長、利用者家族への連絡	所長・相談員	〇〇〇〇 電話
取りまとめ役（介護部門・リハビリ部門） スタッフへの連絡、シフト調整など	介護主任 リハビリ主任	〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇 電話
取りまとめ役（事務部門）、設備・インフラ整備 備品管理・スタッフへの連絡補助	事務職員	〇〇〇〇 電話
取りまとめ役（クリニック部門） クリニックスタッフへの連絡	看護師長	〇〇〇〇 電話

1- (4) リスクの把握

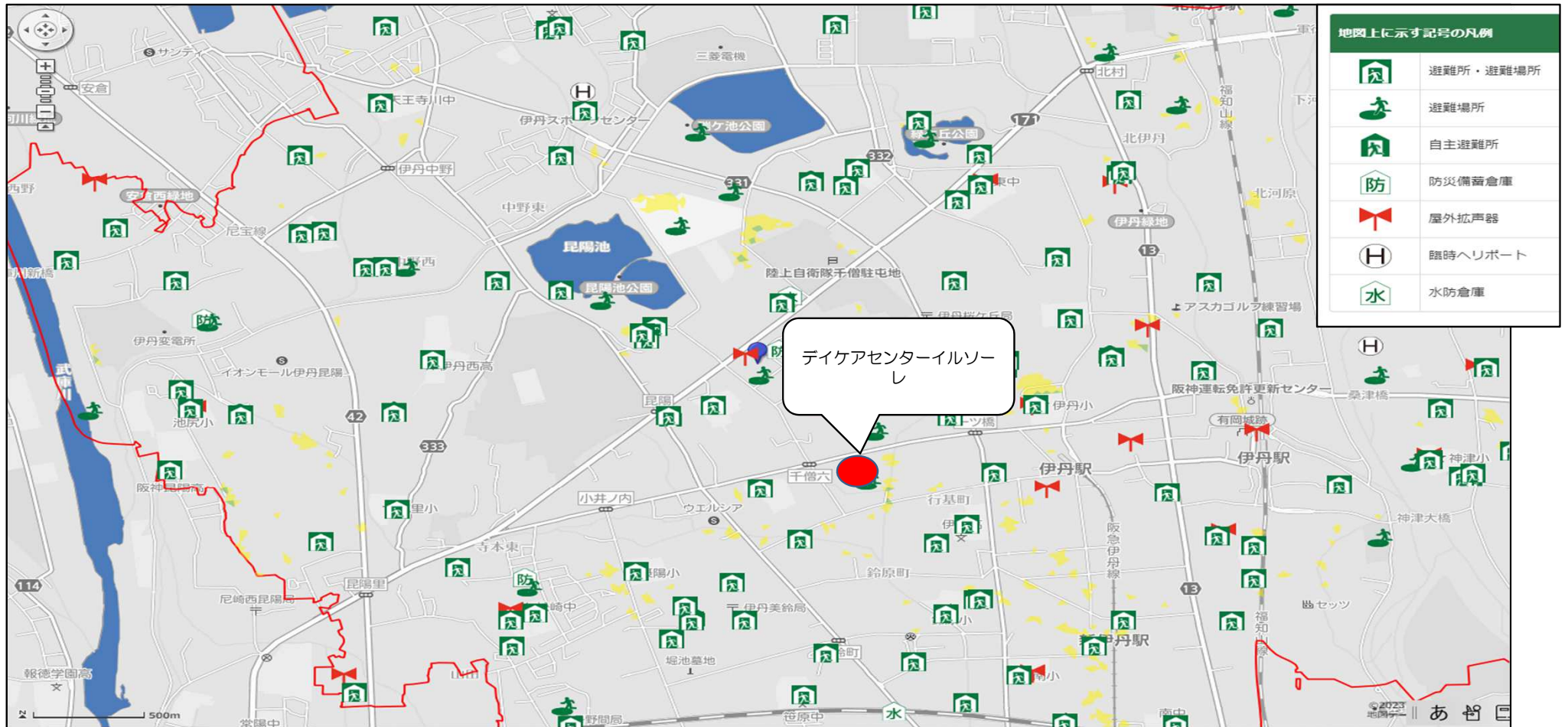
① ハザードマップなどの確認

地震災害	<ul style="list-style-type: none">• 伊丹断層
風水害、台風	<ul style="list-style-type: none">• 河川氾濫、内水氾濫、土砂災害
自然災害以外の非常事態	<ul style="list-style-type: none">• 大規模火災、爆発物等危険物による大事故、長時間停電や断水など• 命の危険のある感染症の蔓延• テロ、戦争等

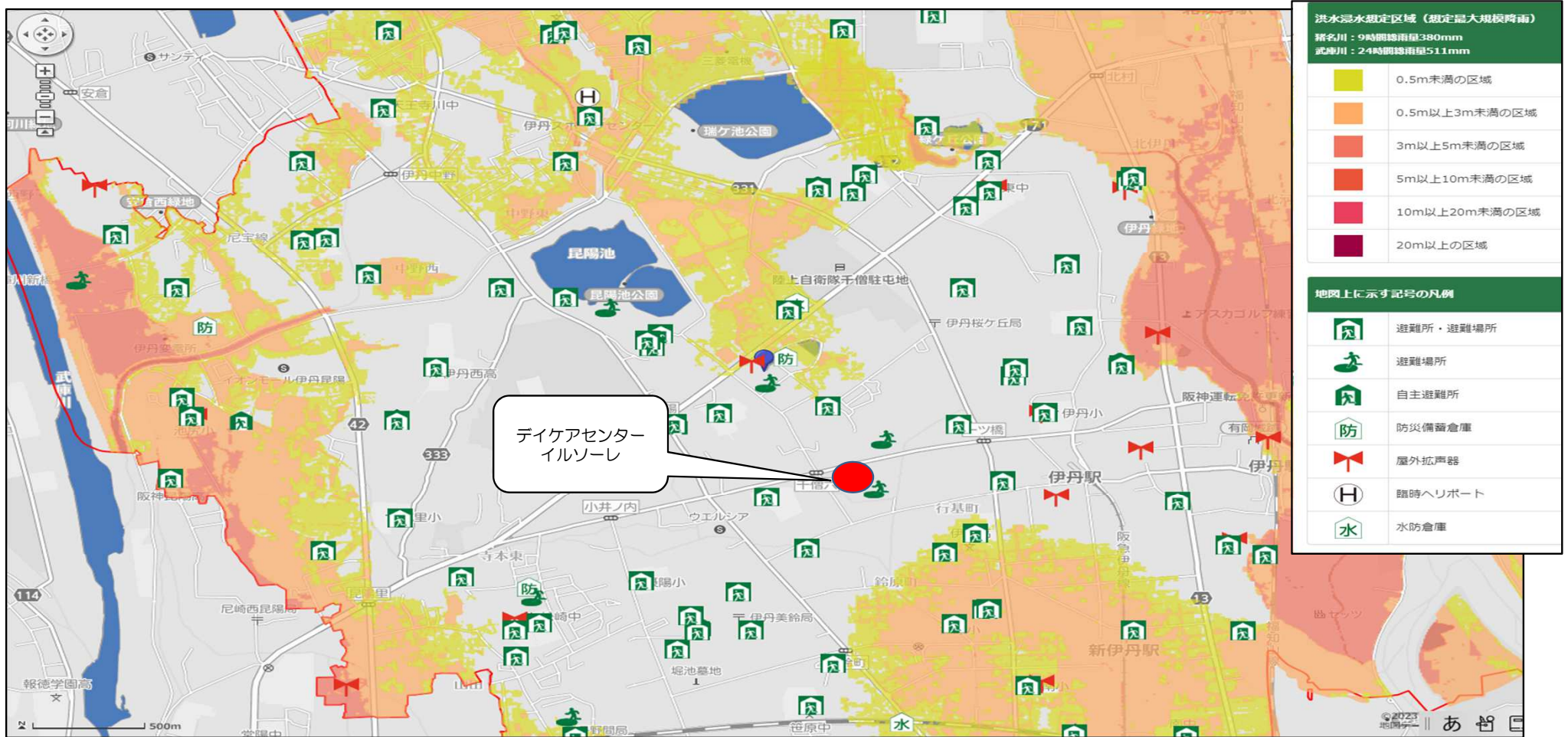
伊丹市断層



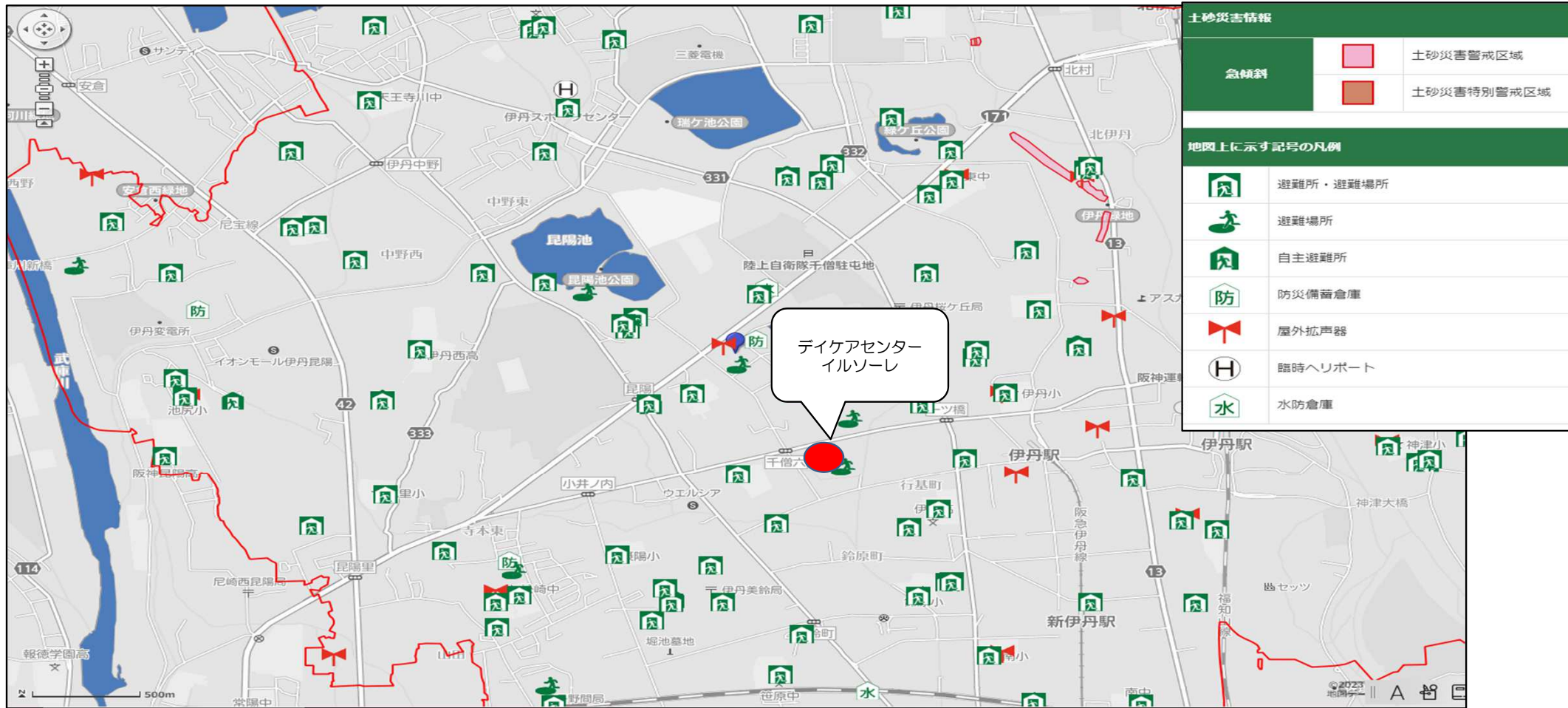
内水に関するマップ



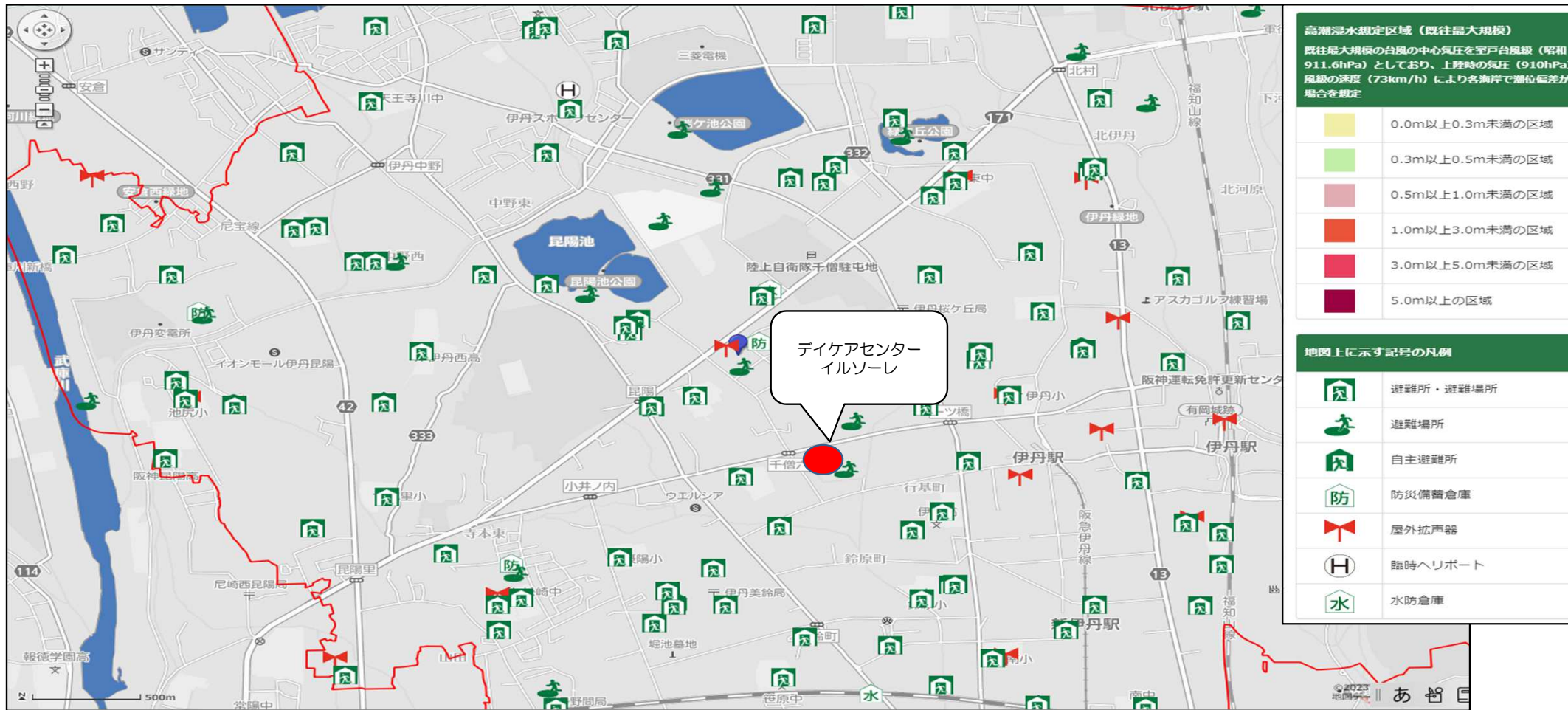
洪水に関するマップ



土砂災害に関するマップ



高潮（津波）に関するマップ



① 地形・地質条件

I. 地形条件

A) 伊丹市は、神戸市から約20 km、大阪市から約10 kmの兵庫県・大阪府の府県境に位置する面積25.09 の市である。本市周辺は、三方を山地と丘陵に囲まれ、南だけが大阪湾に向けて開いた半盆地的な地形となっている。市域の西部には武庫川が、東部には猪名川がそれぞれ北から南へ流下しており、地形はこれらの河川により大きな影響を受けてきた。市内の地形は、大きくわけて沖積低地と洪積台地（伊丹段丘）に分類される。

II. 地質条件

- A) 伊丹市の地質は、
主に伊丹段丘を構成する後期更新世の 伊丹粘土層と伊丹礫層
からなる。

② 災害履歴

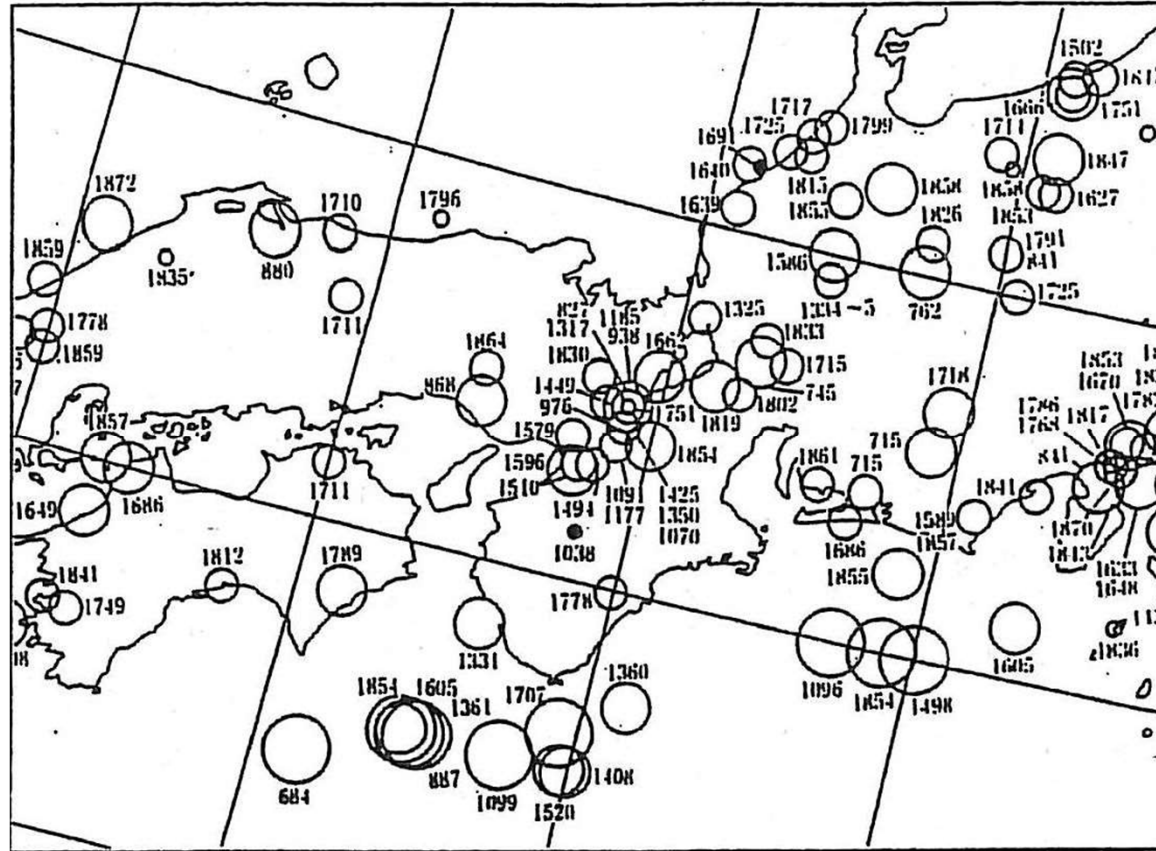
I. 地震災害

- A) 地震災害のうち、伊丹市の被害が克明に記録されているものは1995年の阪神・淡路大震災及び2018年の大阪府北部を震源とする地震(以下「大阪府北部地震」という。)がある。
また、近畿地方周辺では過去に数多くの大地震が発生しており、これらのうちいくつかは伊丹市でも被害が出たものと考えられる。
(次ページ参照)

近畿地方の被害地震の震央分布

(出典：新編日本被害地震総覧)

(注) ○が大きいほどマグニチュードが大きい地震を示す



③ 被害想定概要

I. 地震災害の前提（内陸型）

A) 被害想定及び実績

	(阪神・淡路大震災級) 地域防災計画想定	阪神・淡路大震災 実績
最大震度	7	6程度と推定
死者数（死者率）	520人（0.26%）	23人（-%）
負傷者（負傷者率）	3,744人（1.18%）	2,716人（-%）
全壊数	6,078棟	1,395棟
半壊数	4,880棟	7,499棟
避難者数	15,195人	8,775人

B) 南海トラフ地震は今後25年以内に70～80%で発生が想定されているが、伊丹市においては津波被害の想定がないため、本計画の範囲内で収まると想定する

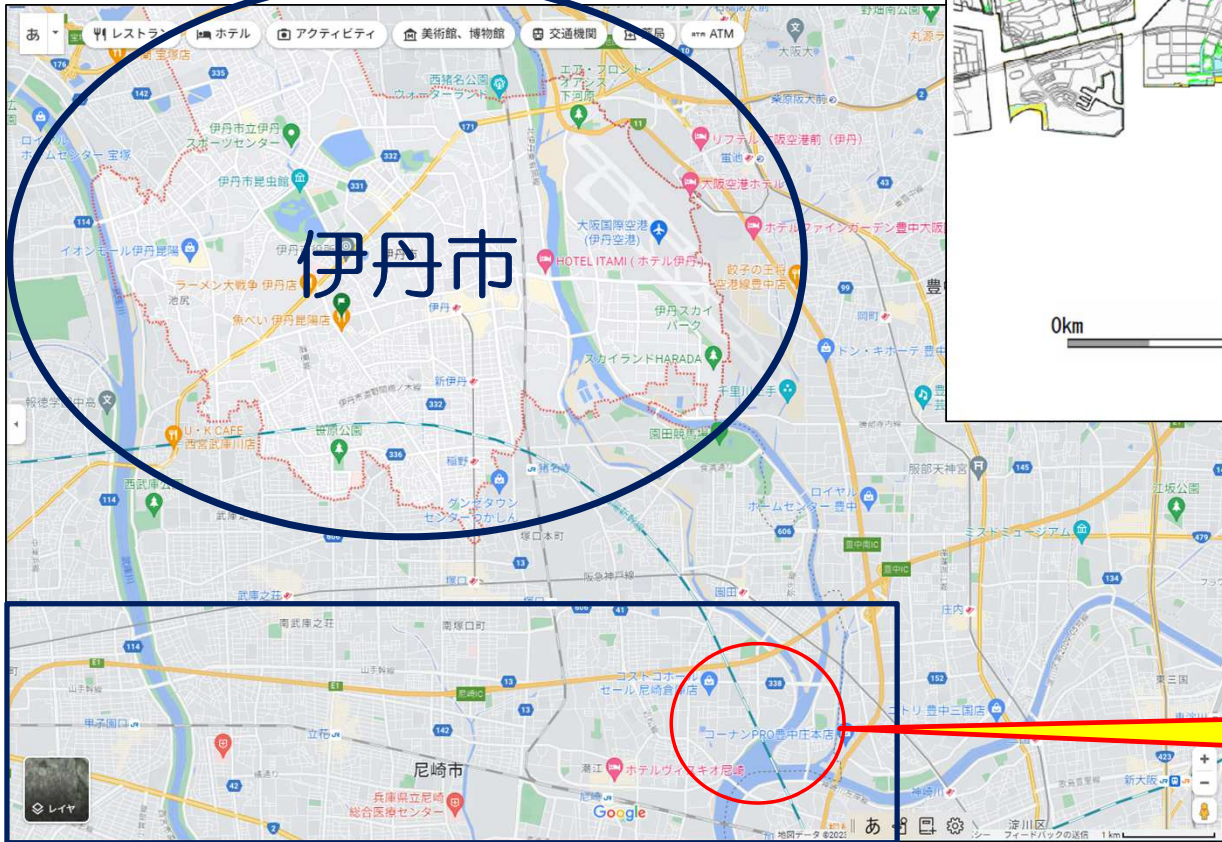
④ 被害想定の概要

I. 南海トラフ巨大地震津波浸水想定

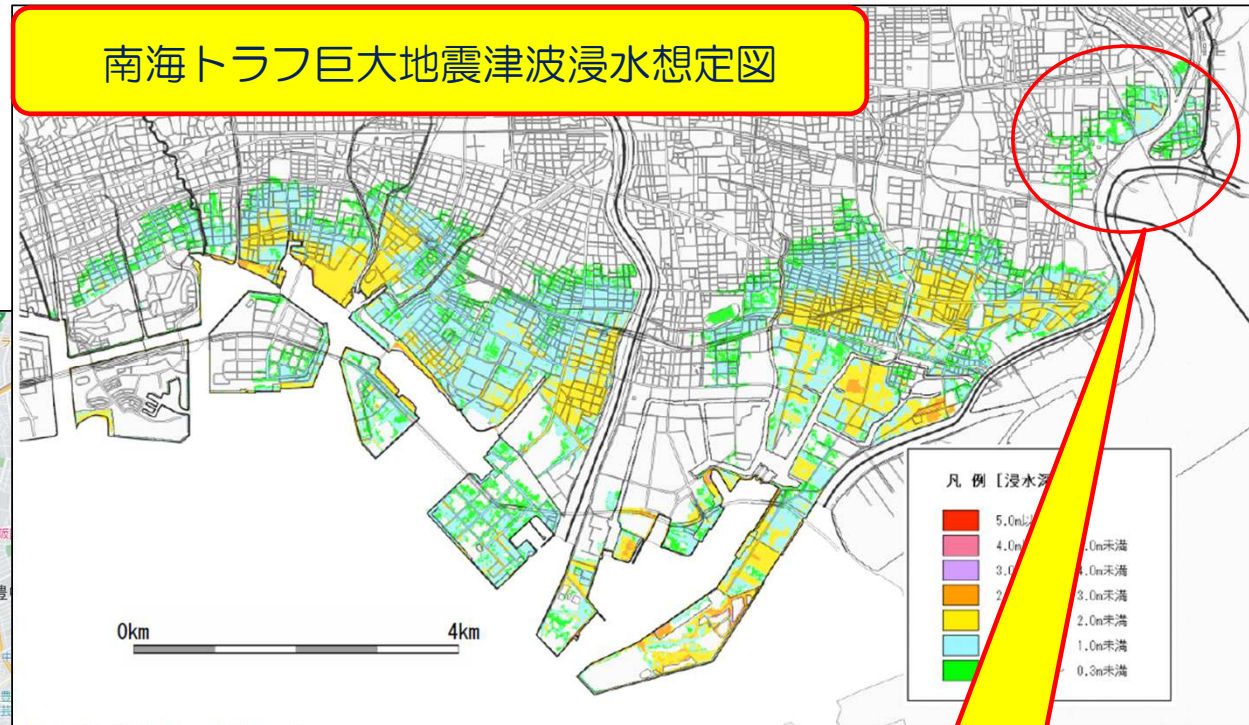
A) 被害想定及び実績

南海トラフ地震は今後25年以内に70～80%で発生が想定されているが、伊丹市においては津波被害の想定がないため、地震想定範囲内で収まると想定する
(次ページ資料1参照)

資料1



南海トラフ巨大地震津波浸水想定図



尼崎市
津波浸水地域（予想）

1- (5) 優先業務の選定

① 優先する事業

1. 施設の安全確認

a 施設の建物及び施設内の被害予想

- 施設は鉄筋コンクリート造。震度7までは建物の倒壊のリスクはほぼない。震度7以上で、窓や設備配管が壊れたり、ドアの開閉が難しくなる可能性あり。
- 施設内は、備品類の転倒に備える必要あり。

2. 施設周辺の被害を予想

a 駐車場の屋根や倒壊し、施設車両が傷つく可能性あり

3. 施設インフラ等の被害予想

a 電力については大規模な災害の場合、数日～1週間程度の停電が想定される。

b 上水道は1週間程度以上の断水が想定される。

c 下水道も同様に、1週間程度以上の断水が想定される。

d ガスは1か月以上の供給停止が想定される。

e 固定電話は2週間、携帯電話は1週間程度の使用不能又は通じにくい状況が想定される。

f 国道334号線は、国道171号線は普通の為通行不能となる可能性あり。

4. 職員の出勤は、インフラや国道の開通、道路状況の安全確認を行い、出勤可能な職員から出勤を行う。
5. 施設利用再開は、インフラや国道の開通、職員の出勤状況を確認し、災害推進チームが検討を行い、再開を開始する。

職員の安否確認（災害対策推進チームが実施する）

a 業務開始前後

- 所長の指示により各部署長から職員の安否確認を行い、その内容を所長へ報告する。

b 業務中

- 各部署長より職員の安否確認を行う。また公休職員の安否も確認を行う。

7. 利用者の安否確認

a 利用中

- 怪我人、体調不良者の確認
- 事務所等安全な場所への誘導する。

b 利用無し

- 各自宅へ連絡し、安否確認を実施する。
- 安否確認が取れない利用者は、CMと連携し、情報共有を行う。
- 必要な場合は安全確認を行い、自宅訪問を実施する。

② 事業継続の為の業務分析

1. 職員の安否確認

a 業務開始前後

: 所長の指示により各部署長から職員の安否確認を行い、その内容を所長へ報告する。

b 業務中

: 各部署長より職員の安否確認を行う。
また公休職員の安否も確認を行う。

2. 利用者の安否確認

a 利用中

: ①怪我人、体調不良者の確認
②事務所等、安全な場所への誘導

b 利用無し（自宅）

: ①各自宅へ連絡し安否確認を行う
②安否確認が取れない利用者は、CMと連携し、情報共有を行う。
必要な場合は安全確認を行い、自宅訪問を実施する。

1-(6) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

①研修・訓練の実施

- 原則毎年4月及び10月に災害（主に地震・津波・高潮・水害）を想定し、施設に実際に起こりうる状況を設定した訓練を実施する。
- なお、災害対策推進チーム長の判断で、上記の訓練実施月の変更や追加実施を決めることができる。
- 訓練内容や参加者は災害対策推進チームにて検討し、事前に参加者に通知する。
- 10月の訓練については、できる限り地域の方も参加できるように実施する。
- 訓練の実施状況は災害対策推進チームにて記録を取り、保管する。
- BCPの研修は、2回の訓練を実施後、1月に開催する。

②BCPの検証・見直し

- 訓練や研修を通して職員間で出た意見をもとに、3月に現状のBCPの検証・評価を行う。必要に応じて改善し、最新版を4月に出せるようにする。
- 大きな修正が必要と判断した場合には、その都度、修正版を発行できるようにする。
- 改善点は、事業計画や今後の訓練内容に反映させられるようにする。

2 平常からの対応

(1)建物、設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物（柱）	新耐震基準のため対策必要なし	
建物（壁）	新耐震基準のため対策必要なし	
パソコン		バックアップ機器を2階事務室に設置
棚、タンスなど	耐震補強器具により固定	
消火設備、消火器	業者による設備点検	
テレビ	キャビネットに固定	

(1)建物、設備の安全対策

②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
給水タンク	業者による定期点検	
給湯設備	業者による定期点検	
受電設備	業者による定期点検	
空調設備	業者による定期点検	
各種ポンプ	業者による定期点検	
エレベーター昇降機	業者による定期点検	
自家発電機 (スプリンクラー、非常灯用)	業者による定期点検	

(1)建物、設備の安全対策

③水害、暴風対策のチェック項目

対象	対応策	備考
外壁にひび割れ、欠損、膨らみがないか	設備担当者による毎月の点検	
外壁の留め金具に錆や緩みはないか	設備担当者による毎月の点検	
屋根材や留め金具にひびや錆はないか	設備担当者による毎月の点検	
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	設備担当者による毎月の点検	
避難階での避難場所の危険性は無いかな。	設備担当者による毎月の点検	
避難先階での対策本部及び給食・給水拠点、通信拠点、衛生拠点等のスペースは確保できるか。	設備担当者による毎月の点検	

(2)電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替設備は以下の通り。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
高濃度酸素発生器、喀痰吸引器など	携帯酸素ボンベ（多めに用意できる?）
パソコン、テレビ、スマホなど	ガスボンベ式発電機、手回し発電機
冷蔵庫、冷凍庫	クーラーボックス
エアコン、扇風機、電気ストーブなど	うちわ、毛布
照明器具	ランタン、懐中電灯
炊事・調理・湯沸し機	カセットコンロ

(3)ガスが止まった場合の対策

ガス開通までの間は、カセットコンロ等で対応

(4)水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水確保は以下の通り。

①飲料水

(利用者+職員数) × 2ℓ × 3日分を確保しておき、保存期間に注意する。

(4)水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水確保は以下の通り。

②生活用水

貯水槽等の設備はなく、確保するのが難しい。

- 生活用水の多くは「トイレ」「入浴」「洗い物」などで使われる。対策の基本は、「水を使わない手段を考える」こと。
- トイレ→震災用簡易トイレの活用やパット交換の頻度を上げる。
- 洗い物→使い捨て容器の割合を増やす。
- 給水車から給水が受けられるように、ポリタンクなど大きな容器を準備。
- 浴槽は生活用水のタンクとして活用。水を張っておく。

(5)通信が麻痺した場合の対策

被災時に使える可能性のある通信手段を検討。

東日本大震災での通信被害状況の報告によると

- 固定電話・携帯電話とも、地震直後は回線障害や通信制限により、広い地域で通信が麻痺した。被災後1か月での復旧割合が9割程度。
- 容量オーバーで通信速度が下がったが、メールの通信制限は一時的だった。
→災害時における連絡手段としての有効性が実証された。
(送信されるまでに時間のかかる状態は生じた。)
- SNSを活用した連絡が行われたのが特徴的。SNS各社はさらに災害対策強化を地震後行っている。
- 職員や入居者家族、関係機関との通信手段確保が極めて重要。
- 被災状況など、ネット回線を確保して情報収集できる環境も重要。

(5)通信が麻痺した場合の対策

被災時に使える可能性のある通信手段を検討。

1mを超える浸水があると、1Fにある固定電話が全て使えなくなる可能性がある。水没を免れた固定電話も停電時は使えず、携帯電話も通信が麻痺すれば電話機能は全て使えなくなることが予想される。

全職員が参加する、非常災害時のみ使用するLINEグループを作っておき、安否確認や施設への参集の可否、シフトの調整などに活用する。

施設のスマホ5台も活用。

電話線が生きていれば、電源を必要としない災害電話も活用。

手回しバッテリーを活用して、充電切れを回避する。

事務所が使えない場合でも、家族との連絡が取れるよう、予備名簿を準備。LINEで全家族とつながることも検討。

関係機関など緊急連絡先一覧

連絡先	担当者・担当部署	電話番号など	備考
伊丹市役所	総務部危機管理室	072-784-8166	伊丹市防災センター
	健康福祉部地域福祉室地域後年福祉課	072-784-8099	
	健康福祉部地域福祉室介護保険課	072-784-8037	
	代表	072-783-1234	
宝塚健康福祉事務所	監査指導課	0797-61-5174	
伊丹市警察署		072-771-0110	
伊丹市消防署		072-783-0322	
市立伊丹病院	○	072-777-3773	
イノウエ建工	○	090-9700-8313	会社：06-6712-4665
すみざわ電気工事	○	090-3359-0879	

(6)システムが停止した場合の対策

電力供給停止などにより、サーバーなどがダウンした場合の対策

浸水リスクがあるので、サーバーの設置場所を検討。

データ類の喪失に備えて、バックアップなどの方策を検討。

システムが停止した場合に、手書きなどで作業すべき業務を洗い出す。

重要書類の保管場所も検討。契約書、重要事項説明書→屋根裏保管など

いざという時に持ち出す重要書類をまとめておく。

(7)衛生面の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を検討し、記載しておく。

①トイレ対策

- ・ 深刻な職員不足に陥ることも予想されるため、トイレ使用の希望のない方はパット交換で対応。パット交換の頻度は、職員数に合わせ、無理のない範囲で行う。
- ・ トイレ使用を望まれる方は、簡易トイレを使用してもらう。

(職員)

- ・ 職員も、ポータブルトイレにビニール袋20ℓをかぶせ、ペットシートを敷いて、使用する。
- ・ プライバシーへの配慮に気をつけ、**職員の排泄場所の環境も整える。**

(7)衛生面の対策

②汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなど汚物は、以下の方法で処理を実施する。

・排泄物などはビニール袋などで密閉し、衛生面に配慮して、廃棄場所を決めておく。

保管場所1→2Fベランダ（畑内）

(8)必需品の備蓄

- 行政支援開始の目安である被災後3日目まで自力で業務継続できるようにするための備蓄品を整備する。可能であれば1週間はしのげるように。
- 今後整備すべき物品は
米（無洗米）、インスタント食品など非常食（現在入居者の1日分しかない）使い捨て容器、カセットコンロ、ポリタンク、使い捨てカイロ、毛布、発電機など

(8)必需品の備蓄

備蓄品リスト

番号	商品名	個数	保管場所	購入年月	使用期限
1	紙コップ小	200	2階屋根裏		
2	ストロー				
3	スプーン				
4	フォーク				
5	割りばし				
6	紙皿				
7	使い捨て汁椀				
8	ティッシュ				
9	トイレットペーパー				
10	ペーパータオル				

備蓄品リスト

番号	商品名	個数	保管場所	購入年月	使用期限
1	LEDランタン 小/中/大	5/3/8	2階屋根裏		
2	懐中電灯・ミニライト (中/小)	(3/5)・10			
3	携帯ラジオ	1			
4	無電源電話	1			
5	ヘッドランプ付ヘルメット				
6	防災頭巾				
7	ロープ12mm×20m	1			
8	ガムテープ・養生テープ	5・3			
9	ホイッスル	2			
10	ガスマッチ	2			

備蓄品リスト

番号	商品名	個数	保管場所	購入年月	使用期限
1	電池（単1・2・3・4）	38・2・22・39	2階屋根裏		
2	ドライシャンプー				
3	お尻拭き（72枚入り）	4			
4	ウェットタオル・体拭き （60枚入り）	2・2			
5	タオル	30			
6	おんぶらっく	2			
7	布担架	1			
8	非常食	朝・昼・夕 85食ずつ			
9	ペットボトル水500ml	24本×4			
10	ペットボトル水2L	6本×7			

備蓄品リスト

番号	商品名	個数	保管場所	購入年月	使用期限
1	三角巾	1	2階屋根裏		
2	シップ6枚入	2			
3	ホワイトテープ	1+1			
4	カット綿 アルコール綿	50 20			
5	滅菌ガーゼ5cm×5cm 30cm×10cm	10 1			
6	消毒液500ml マスキン エタノール	1 1			
7	伸縮包帯6.5cm×4m	1			
8	冷却シート・カイロ				
9	ピンセット	1			
10	はさみ	1			

備蓄品リスト

番号	商品名	個数	保管場所	購入年月	使用期限
1	カットバン 76mm×250mm	2	2階屋根裏		
2	アルコールシート (46枚入り)	2			
3	うがい薬 (ポピドン ヨード) 300ml	1			
4	ポータブルトイレ	3			
5	便袋・凝固剤	50・ 100			
6	アルミブランケット				
7	レインポンチョ				
8	工具				
9	軍手				
10	ロキソニン・PL				

(9)資金手当て

あいおい損保企業財産包括保険に加入
(火災・風水害に対応)

手元資金の確保
(常時〇〇万円の現金を災害時に備えて金庫に保管する)

3 緊急時の対応

(1) BCPの発動基準

【地震・津波】

伊丹市において、震度5弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合。

【水害】

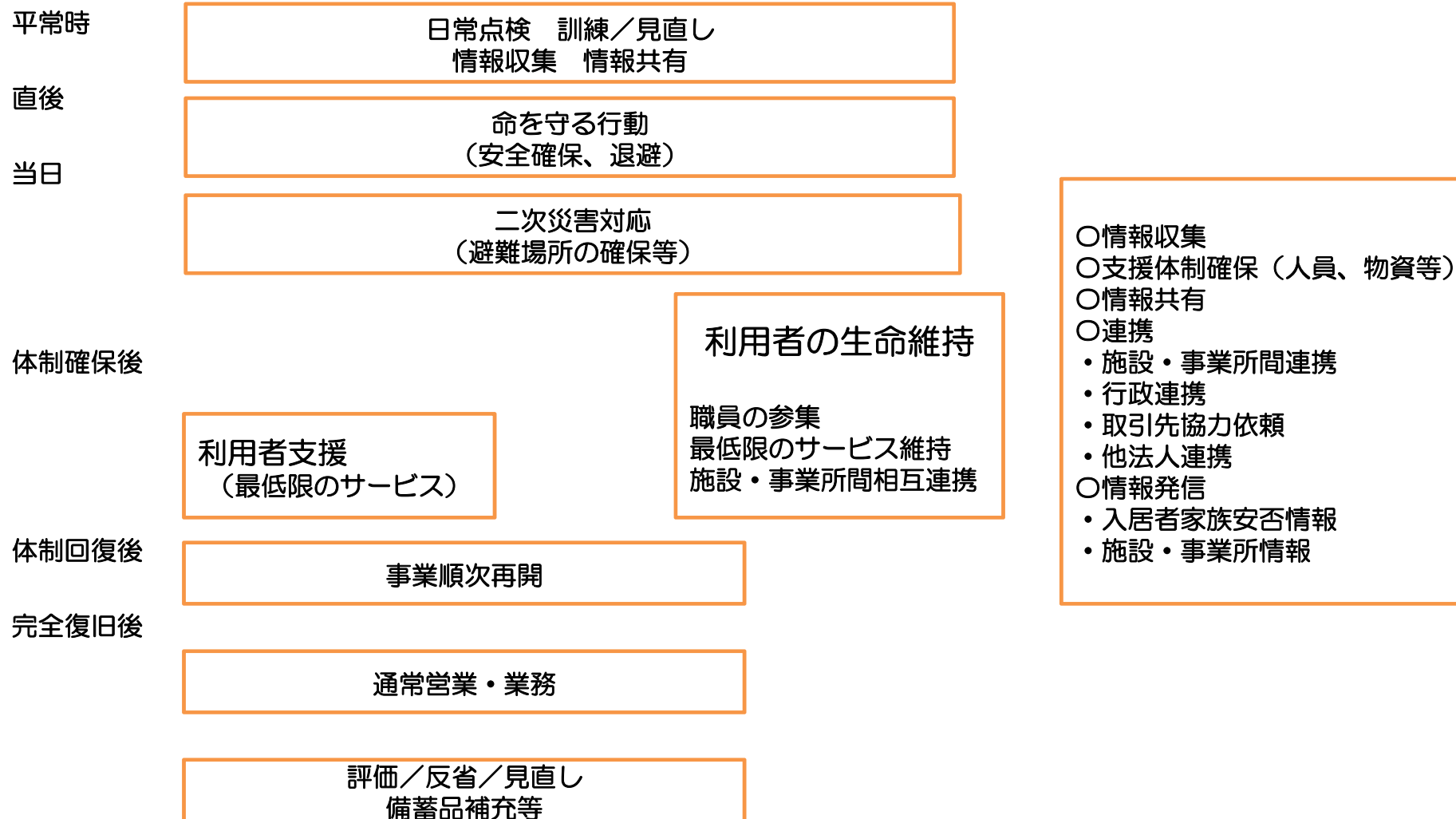
記録的短期大雨情報、暴風警報、氾濫警戒情報、高潮注意報、洪水警報等が発表され管理者が必要と判断した時。

市から施設周辺地域にレベル3が発表された時又はレベル3に準じる状況であると管理者が判断した時。

管理者が不在の場合の代替者

管理者	代替者1	代替者2
院長	所長	介護主任

(2) 行動基準



(3) 対応体制

デイケアセンターイ・ルソーレ災害対応組織

災害対策本部長（施設長）、副部長（所長）

（災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。）

施設災害
対策本部
5名

情報班：1名

市・区等と連絡し、正確な情報を入手するとともに適切な指示を仰ぎ、責任者に報告。利用者家族へ利用者の状況を連絡。活動記録作成、対策本部の情報関係記録等

総務・人事・地域・消火班：2名

情報に基づく対応策の策定及び指示、関係機関・地域等との連絡調整・報告、対策本部の開設・運営、職員の安否確認・管理、人事、ボランティア・応援職員受入等

安全指導・救護班：2名

利用者の安全確認・避難誘導等、救護・応急手当、病院搬送、安全指導等

物資・設備班（兼務）：1名 物資・管理・食事関連の計画・調整等

ケア・消火班 4名

4名

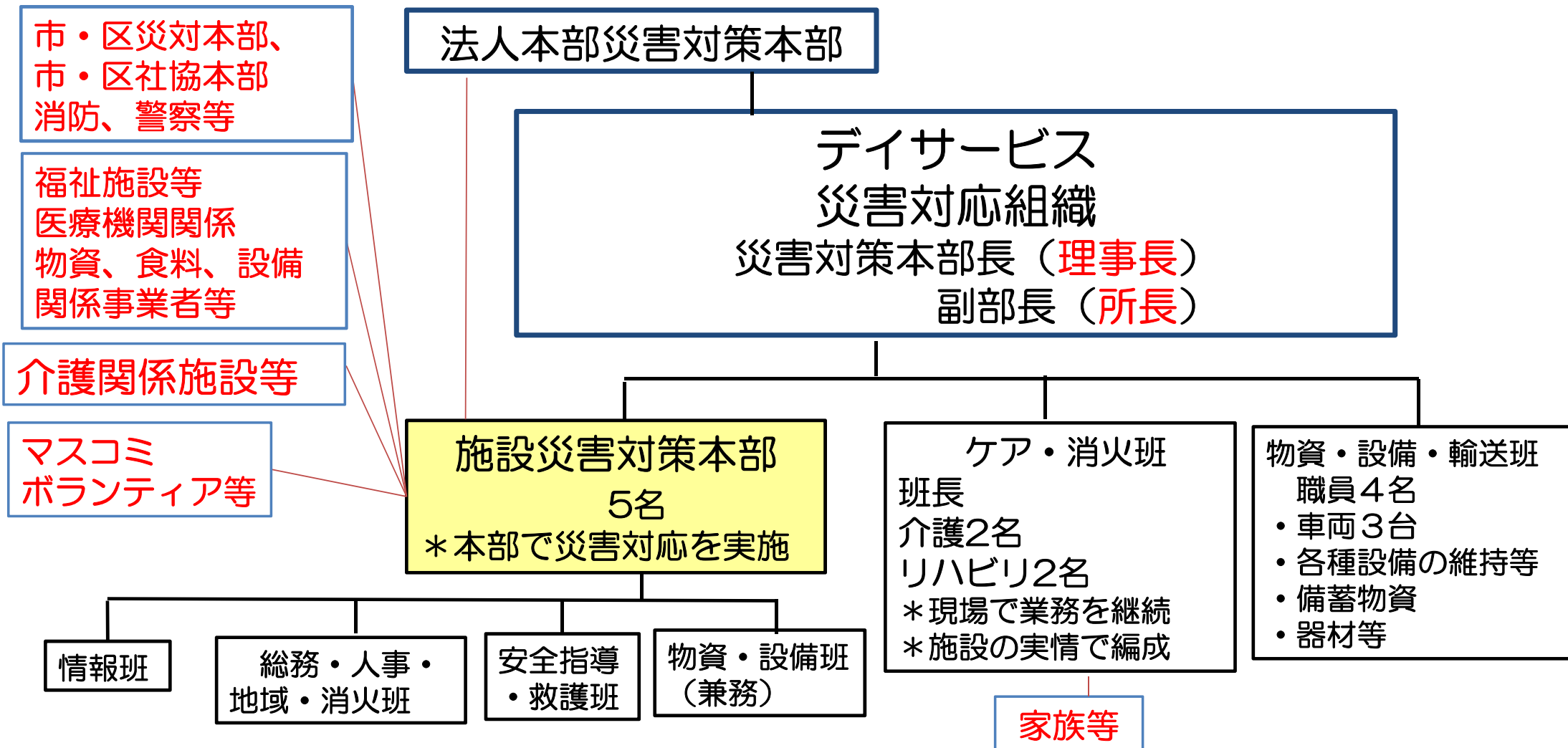
利用者の介護事業の継続、家族等との連携、火災発生時消火活動

物資・設備・輸送班
職員 4名・車3台

4名

食事の確保・準備、用品・食料・飲料水などの確保、炊きだしや飲料水の配付、用品の確保・補給・在庫管理、物資類輸送、設備等の管理・補修などを実施。

デイケアセンター・イルソーレの災害対応組織の基準



(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
イルソーレ、ホール	イルソーレ、休憩所	クリニック・待合室

(5) 安否確認

(1) 利用者の状態確認

被災状態が落ち着いた時点で、安全指導・救護班により利用者の確認シートを用い身体状態の確認を行う。

負傷者がいる場合には医師・及び看護師による応急処置を行い、必要な場合は医療機関に搬送する。

(2) 職員の安否確認

○施設内

施設内にいる管理者もしくはリーダーが自身と職員の安全確保後に点呼を行い確認し、本部に報告する。

○施設以外

携帯等の電話で報告ができない場合は、グループラインにて自身と家族の安否と出勤の可否を報告する。

報告を受けた職員は安否確認シートに記入し、情報の共有を図る。

(6) 職員の参集基準

* 勤務時間外に災害が発生した場合の参集基準は下表のとおりとし、施設（災害対策本部）に向かうこと。
 なお、施設までの移動は、必ず無理せず、安全確保を優先とする。

◎：自動参集、○：施設長の指示で参集、△：必要に応じて参集（自宅待機）、□：可能な限り連絡又は参集

種別	レベル区分	理事長、 所 長、 リーダー等	防災担当者、情報班、 情報収集伝達要員 避難誘導要員	その他の職員
警戒 レベル	警報レベル2	△	△ (情報収集)	△
	警報レベル3	○	○	△
	警報レベル4	○	○	○
	警報レベル5	◎	◎	◎
避難 情報	避難準備情報	○	○	○
	避難勧告・指示	○	○	○
	災害発生情報	◎	◎	◎
地震	震度3以下	△	△ (情報収集)	
	震度4	△	△ (情報収集)	
	震度5弱	○	○	○
	震度5強	○	○	○
	震度6弱以上	◎	◎	◎
その他の災害		○	○	○

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒） 	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）※¹ 洪水警報 キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※²） 	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※²） 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2

5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民が取るべき行動	警戒レベル
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	災害切迫	氾濫発生情報	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。しまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5
<警戒レベル4までに必ず避難！>						
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報 高潮警報 高潮特別警報	危険	氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
大雨の半日～数時間前	大雨警報 ※1 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
大雨の数日～約1日前	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 早期注意情報(警報級の可能性)	注意	氾濫注意情報	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置) ・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。 災害への心構えを高める	2 1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

地震の場合は、基本的には外部への避難は行わない。
この場合はエレベーターは停電による停止リスクを検討し、極力使用せず階段を利用する。
利用階段は各階、西側職員階段にて布担架等を用いて避難する。

【施設外】

地震の場合で、施設外にやむを得ず避難する場合は最寄りの避難災害避難所である稲野小学校に、用意した最低限の備蓄品を持って移動する。

(8) 重要業務の継続 (対象者：自宅帰宅困難者)

1 (5) 優先業務の選定で記述した行動計画の基準(時系列)を基準とし、継続方法は以下のとおり。

経過目安	発災直後	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後7日～
ライフライン	停電・断水、電話・下水不能等	停電・断水、電話・下水不能	(同左)	(同左)	復旧
業務基準	職員・利用者の安否確認	安全・生命守る最低限確保	食事・排泄中心。他減	ほぼ通常へ暫時努力	ほぼ通常どおりへ
給食	備蓄の非常食	備蓄の非常食	備蓄、炊出	炊出し調理	通常どおり
食事介助	最小限、休止	体制が整うまで必要な入居者に介助	体制が整うまで必要な利用者に介助	体制が整うまで必要な入居者に介助	通常どおり
口腔ケア	休止	休止	できる範囲	適宜介助	通常どおり
与薬介助	最小限	必要な入居者に介助 (NS指示)	必要な入居者に介助 (NS指示)	必要な入居者に介助 (NS指示)	通常どおり
排泄介助	最小限	適宜介助	適宜介助	適宜介助	通常どおり
水分補給	最小限	備蓄水、介助	備蓄水、介助	備蓄水、介助	通常どおり
酸素吸入	携帯酸素ポンプを使用	携帯酸素ポンプを使用	携帯酸素ポンプを使用	携帯酸素ポンプを使用	通常どおり
入浴介助	失禁等ある者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	通常どおり

(9) 職員の管理 (対象者：利用者や職員が自宅帰宅困難な場合)

①休憩・宿泊場所

	休憩場所	宿泊場所
2F	休憩室、相談室	休憩室、クリニック待合室

②勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務になる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むように、災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

(職員数を確保できない場合に2食提供に切り替えて、それを元に最低限の配置を敷くなど)

シフト作成は原則各部署リーダー(主任)が担うが、参集できない場合など、柔軟に対応する。

(10) 復旧対応

①破損箇所確認シートに建物・設備の被害の状況を記入し、復旧作業の優先順位等を検討する。

②業者連絡先一覧

業者名		業務内容
イノウエ建工	090-9700-8313 06-6712-4865	建物関係
すみざわ電気工事	090-2069-4689	電気工事
株式会社スギタ	0798-71-2000	パソコン関係

③情報発信

行政や関係機関と協議の上、発信の内容と対応を決定する。

4 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

現在の状況では、被災時のみならず人員に余裕のある運営がなかなか厳しい状況である為、将来的には職員による災害福祉支援ネットワーク（DWAT）等に登録を検討する。また、当施設の被害が最小限に留まり、運営上の問題はないと判断した場合、行政等より職員派遣の要請があれば、職員の派遣を検討する。

(2) 福祉避難所の運営

当施設は福祉避難所に指定されてはいないが、行政や地域からの要請に応じられる様、必要物品や受入れ環境の整備を行う。

(近隣医療機関)

医療機関名	連絡先
市立伊丹病院	072-777-3773
宝塚市立病院	0797-87-1161
兵庫県立尼総合崎医療センター	06-6480-7000
関西労災病院	006-6416-1221

(連携関係のある社協・行政・自治会等)

名称	連絡先	連携内容
伊丹市役所	072-783-1234	災害本部
伊丹市社会福祉協議会	072-779-8512	災害時の発信拠点
稲野・鴻池地域包括支援センター	072-780-1733	